指宿南九州消防組合広告付提供物の提供者の募集について

当消防組合で使用する提供物の提供者の募集を指宿南九州消防組合広告付提供物の 受領に関する要領(令和7年6月1日制定。以下「要綱」という。)に基づき行いま す。

この募集に参加を希望する者は、下記により申し込んでください。

記

- 1 広告付提供物及びその提供予定枚数
 - (1) 消防組合封筒 (角 2 判 800 枚)
 - (2) 消防組合封筒(長3判1,500枚)
 - (3) 消防組合クリアファイル (1,000枚)
 - (4) 消防組合オリジナルグッズ
 - ア 消防組合トレーディングカード(1,000枚)
 - イ 消防組合ミニうちわ (600 枚)
- 2 提供する期間
 - 1年間
- 3 応募資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 当来している市税を完納していること。ただし、消防組合管内に営業所等がないために指宿市又は南九州市への納税義務がない場合は、当消防組合の営業を担当する事務所が所在する市区町村において市区町村税を完納していること。
 - (3) 提出の日において,指宿市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止 に関する要綱(平成20年告示第100号)及び南九州市物品購入等有資格業者の 指名停止に関する要綱(平成23年告示第42号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 指宿市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成28年告示第119号)及び南九州市暴力団等排除措置命令要綱(平成24年告示第30号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある 団体に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

4 応募に必要な書類

指宿南九州消防組合提供物申出書(別紙の要領で定める様式あり)

5 受付期間

この告示の日から令和7年6月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) (なお,審査については,受付順に行い,提供者を決定します。)

6 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

7 申出書様式等配布場所,応募場所及び問い合わせ先

〒891-0402

指宿市十町 429 番地

指宿南九州消防組合消防本部総務課

電話 0993-26-3101

メール h-soumu@fdim119.jp